

JEC-TR

電気学会 電気規格調査会テクニカルレポート

非常用発電機システムによるエネルギーサービス
に関する標準仕様

JEC-TR-59003 : 2018

電 気 学 会

○使用する用語の出典：**OpenADR Alliance: OpenADR 2.0 Profile Specification B Profile**

20120912 - 1 (2015 年)

IEC 62325 シリーズ Framework for energy market communications (2018 年)

IEC 61850 シリーズ Communication networks and systems for power utility automation (2018 年)

IEC TR 62746 シ リ ー ズ Systems interface between customer energy management (2018 年)

ISO 17800:2017(en) Facility smart grid information model (2017 年)

○制定および改正

(制定および改正年月日) (規格番号および規格名)

制定 2018年11月17日 JEC-TR-59003 : 2018 非常用発電機システムによるエネルギーサービス
に関する標準仕様

まえがき

このテクニカルレポートは一般社団法人電気学会(以下、電気学会とする)スマートグリッドの電気事業者・需要家間サービスインタフェース技術調査専門委員会において、2017年4月に制訂作業に着手し、慎重審議の結果、2018年9月に成案を得て、2018年11月27日に電気規格調査会規格役員会の承認を経て制訂された電気学会電気規格調査会テクニカルレポートである。

この規格は電気学会の著作物であり、著作権法の保護対象である。この規格の一部が知的財産権に関する法令に抵触する可能性があることに注意を喚起する。電気学会は本テクニカルレポートに関し、知的財産権に関する法令に係わる確認について、責任を持つものではない。本テクニカルレポートと関係法令に矛盾がある場合には、関係法令の遵守が優先される。

スマートグリッドとは「従来からの集中型電源と送電系統との一体運用に加え、情報通信技術の活用により、太陽光発電、風力発電などの分散型電源や需要家の情報を統合・活用し、高効率、高品質、高信頼度の電力供給システムの実現を目指すもの」と定義されている(一般社団法人日本電機工業会)。

日本では2011年の東日本大震災に伴う原子力発電をはじめとする大規模電源の停止により、東日本で計画停電を余儀なくされるなどの問題が顕在化し、その解決策としてスマートグリッドに関する技術開発、実用化の必要性が急速に高まった。

また、2015年11月に、パリで開催されたCOP21(Conference Of Parties21、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議：2016年11月4日発効)では世界各国が協力してエネルギー消費の電化と電気の低炭素化の推進が決議された。日本はこの会議において、2030年に2013年対比26%もの大幅な温室効果ガスの排出削減を宣言した。この会議での国際的な約束事項に副って、国内では2016年4月から始まった国内の電力の全面自由化と並行して、経済性、環境性、エネルギー安全保障の確立を前提に2018年5月第5次エネルギー基本計画が改定され、再生可能エネルギー源の増設とその変動対策が進められている。特に、経済産業省は電力需給調整に必要となるディマンドリスポンス(DR : Demand Response)^(注まえがき-1)を今後の重要な課題として各種の公的な実証事業を実施し、さらに、競争原理の導入により2017年度にディマンドリスポンスによる調整力を扱う需給調整市場を2020年目処に開設することを決定し、その制度設計を進めている。

こうした状況のなか、電気学会は2010年10月に、「需要設備向けスマートグリッド実用化調査専門委員会」を組織し、国内外の政策、標準化動向、実証試験などを需要家の視点から調査を通じ、スマートグリッドのあり方を検討してきた。

スマートグリッドの国際標準は電力の供給、需要の連携を実現するため、ステークホルダの保有する設備、システムおよび、そのサービスなどを論理的に表現し、それらの有機的な連携に必要となる授受情報を分析、表現する情報モデル化技術を基本としている。

これら国際標準はシステム実装段階において、関係設備、システムを論理的に情報モデル化し、それらの間の通信サービスと、そこで必要となるセキュリティ要件などをインターネットなどのオープンな汎用技術の組合せにより実現することを規定している。これら汎用技術の組合せによるシステムの実現は日本の得意とするこれら技術分野である。この強みを活かし、需要家の電力資源によるエネルギーサービスの構築仕様をテクニカルレポートとして制訂し、関係する技術開発、事業企画／推進などに携わる国内関係者と共有、技術普及を行うことが必要である。

本テクニカルレポートが需要家の電力資源によるエネルギーサービスの早期実現に寄与し、日本の持続的な電力安定供給を目指すものである。

(注まえがき-1) 経済産業省により「卸市場価格の高騰時または系統信頼性の低下時に、電気料金価格の設定またはインセンティブの支払に応じて、需要家側が電力の使用を抑制するよう電力の消費パターンを変化させる」ことと定義されている。